

保証の対象外となる業種

信用保証の対象となる中小企業者は**特定事業を行うもの**でなければなりません。下表の業種については特定事業に該当せず、**信用保証の対象外**となりますのでご注意ください。

対象外業種	備 考
農業、林業(素材生産業及び素材生産サービスを除く)、漁業	ただし、以下の場合については製造業に該当するものとして 保証対象 となる。 ・「茶作農業」(製造加工設備を有し、荒茶及び仕上茶の製造を行っているものに限る) ・「もやし栽培農業」(製造加工設備を有するものに限る) ・「蚕種製造業」(製造加工設備を有するもの) ・「蚕種製造請負業」(製造加工設備を有するもの) ・「製薪炭業」(製造加工設備を有するものに限る) ・「薪請負製造業」、「炭焼請負業」及び「炭質焼業」(いずれも製造加工設備を有するものに限る) ・農家、漁家などが、主として他から購入した原材料を使用し、かつ、製造に要する設備を有し、これにより製造加工を行っているもの。また、主として自家生産あるいは取得に係る原材料を使用している場合であっても、製造に有する設備を有し、これにより製造加工を行っているとき。 ・作業所内において工場的生産設備をもって行う菌床栽培方式によるきのこの生産を行う事業 ・作業所内において工場的生産設備をもって行う苗床栽培方式によるかいわれ大根の生産を行う事業 ・養殖から加工までを一貫作業として行う真珠養殖業
金融・保険業	ただし、保険媒介代理店、保険サービス業及び一部の金融業は 保証対象 となる。
性風俗関連特殊営業	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という)第2条5項に規定する性風俗関連特殊営業であり、以下のような業態を指す。 ・店舗型性風俗特殊営業(店舗型ファッションヘルス営業、ラブホテル、アダルトショップ等) ・無店舗型性風俗特殊営業(派遣型ファッションヘルス営業、アダルトビデオ等通信販売営業等) ・映像送信型性風俗特殊営業 ・店舗型電話異性紹介営業 ・無店舗型電話異性紹介営業
公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのある飲食店	風営法第3条1項の適用を受ける風俗営業を営むもので、公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのある飲食店。 [風営法に規定する風俗営業/飲食店] ・キャバレー、待合、料理店、カフェー等で客の接待をして客に遊興又は飲食させる営業 ・低照度のバー、喫茶店 ・区画席のバー、喫茶店
集金業、取立業	ただし、公共料金またはこれに準ずるものに係るものは 保証対象 となる。
政治・経済・文化団体	
宗教	

令和2年5月15日及び令和5年8月7日より、従来は保証対象外であった業種も**保証対象**となりました。

- ・公序良俗に反するなど社会的に批判をうけるおそれのない風俗営業 ・まあじゃん屋、ぱちんこ屋
- ・ゲームセンター、スロットマシン、ダーツバー ・興信所 ・易断所、観相業、相場案内業(けい線屋)
- ・競輪、競馬等の競走場、競技団 ・場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業 ・その他の遊戯場
- ・芸ぎ業(置屋及び検番を除く)、芸ぎ周旋業
- ・クレジットカード業、割賦金融業、金融商品取引業(投資助言・代理業・運用業、補助的金融商品取引業を除く)、投資助言・代理業、投資運用業、商品先物取引業、商品投資顧問業、その他の商品先物取引業、商品投資顧問業、その他の補助的金融業、金融附帯業、金融商品仲介業

許認可等を必要とする主な業種

信用保証対象業種であって許認可・届出等を要する事業を営んでいる(又は、営む)場合は、当該事業に係る許認可等を受けている(又は、受ける)ことが必要です。
 なお、下表に掲げる業種については、申込時に許認可証(写)等を提出していただきます。

業 種	営 業 の 要 件	根 拠 法	有効期限
食 料 品 製 造 業	知事または市長の許可	食品衛生法 (55 条)	5 年を 下らない 期間
食 料 品 販 売 業	知事または市長の許可	食品衛生法 (55 条)	
飲 食 店 営 業	知事または市長の許可	食品衛生法 (55 条)	
建 設 業	国土交通大臣または知事の許可	建設業法 (3 条)	5 年
一 般 旅 客 自 動 車 運 送 業	国土交通大臣の許可	道路運送法 (4 条)	5 年 (※ 1)
特 定 旅 客 自 動 車 運 送 業	国土交通大臣の許可	道路運送法 (43 条)	—
自 家 用 有 償 旅 客 運 送 業	国土交通大臣の登録	道路運送法 (79 条)	2 年 (更新時2年又は3年)
事 業 者 協 力 型 自 家 用 有 償 旅 客 運 送 事 業 (※ 2)	国土交通大臣の登録	道路運送法 (79 条)	5 年 (更新時2年又は5年) (※ 3)
一 般 貨 物 自 動 車 運 送 業	国土交通大臣の許可	貨物自動車運送事業法 (3 条)	—
特 定 貨 物 自 動 車 運 送 業	国土交通大臣の許可	貨物自動車運送事業法 (35 条)	—
旅 館 業	知事または市長の許可	旅館業法 (3 条)	—
古 物 営 業	公安委員会の許可	古物営業法 (3 条)	—
薬 局	知事または市長の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (4 条)	6 年
医 薬 品 (体 外 診 断 用 医 薬 品 を 除 く) ・ 医 薬 部 外 品 ・ 化 粧 品 製 造 販 売 業	厚生労働大臣または知事または市長の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (12 条)	5 年又は6 年 (※ 4)
医 薬 品 (体 外 診 断 用 医 薬 品 を 除 く) ・ 医 薬 部 外 品 ・ 化 粧 品 製 造 業 (製 造 工 程 の うち 保 管 の み を 行 う 場 合 を 除 く)。	厚生労働大臣または知事または市長の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (13 条)	5 年又は6 年 (※ 5)
医 薬 品 (体 外 診 断 用 医 薬 品 を 除 く) ・ 医 薬 部 外 品 ・ 化 粧 品 製 造 業 (製 造 工 程 の うち 保 管 の み を 行 う 場 合 に 限 る)。	厚生労働大臣の登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (13 条の 2 の 2)	5 年
医 療 機 器 ・ 体 外 診 断 用 医 薬 品 製 造 販 売 業	厚生労働大臣または知事の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (23 条の 2)	5 年
医 療 機 器 ・ 体 外 診 断 用 医 薬 品 製 造 業	厚生労働大臣の登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (23 条の 2 の 3)	5 年
再 生 医 療 等 製 品 製 造 販 売 業	厚生労働大臣または知事の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (23 条の 20)	5 年
再 生 医 療 等 製 品 製 造 業	厚生労働大臣の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (23 条の 22)	5 年
医 薬 品 販 売 業 (※ 6)	知事または市長の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (24 条)	6 年
高 度 管 理 医 療 機 器 ・ 特 定 保 守 管 理 医 療 機 器 販 売 業	知事または市長の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (39 条)	6 年
高 度 管 理 医 療 機 器 ・ 特 定 保 守 管 理 医 療 機 器 賃 貸 業 (※ 7)	知事または市長の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (39 条)	6 年
医 療 機 器 修 理 業	厚生労働大臣または知事の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (40 条の 2)	5 年
再 生 医 療 等 製 品 販 売 業	知事の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (40 条の 5)	6 年
一 般 廃 棄 物 処 理 業	市町長の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (7 条)	2 年
産 業 廃 棄 物 処 理 業	知事の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (14 条)	5 年 (更新時5年又は7年) (※ 8)

許認可等を必要とする主な業種

業種	営業の要件	根拠法	有効期限
特別管理産業廃棄物処理業	知事の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（14条の4）	5年 (更新時5年又は7年) (※8)
有料職業紹介事業	厚生労働大臣の許可	職業安定法（30条）	5年 (更新時5年)
病院、診療所、助産所	知事または市長の許可・届出	医療法（7条）	—
宅地建物取引業	国土交通大臣または知事の免許	宅地建物取引業法（3条）	5年
酒類製造業	税務署長の免許	酒税法（7条）	—
酒母・もろみ製造業	税務署長の免許	酒税法（8条）	—
酒類販売業	税務署長の免許	酒税法（9条）	—
第1種高圧ガス製造業	知事又は政令指定都市長の許可	高圧ガス保安法（5条）	—
液化石油ガス販売業	経済産業大臣または知事に登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（3条）	—
労働者派遣事業	厚生労働大臣の許可	労働派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（5条）	3年 (更新時5年)
家畜商	知事の免許	家畜商法（3条）	—
浄化槽清掃業	市町長の許可	浄化槽法（35条）	期を付することができる(概ね2年)
興行場	知事または市長の許可	興行場法（2条）	—
浴場業	知事または市長の許可	公衆浴場法（2条）	—
測量業	国土交通大臣に登録	測量法（55条）	5年
砂利採取業	知事に登録	砂利採取法（3条）	—
採石業	知事に登録	採石法（32条）	—
建築士事務所	知事に登録	建築士法（23条）	5年
電気工事業	経済産業大臣または知事に登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律（3条）	5年
自動車特定整備事業	地方運輸局長の認証	道路運送車両法（78条）	—
揮発油販売業	経済産業大臣に登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（3条）	—
揮発油特定加工業	経済産業大臣に登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（12条の2）	—
軽油特定加工業	経済産業大臣に登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（12条の9）	—
住宅宿泊業	知事に届出	住宅宿泊事業法（3条）	—
接待飲食等営業(※9)	公安委員会の許可	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（3条）	—
遊技場営業(※10)	公安委員会の許可	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（3条）	—
クレジットカード業	経済産業大臣または経済産業局長の登録	割賦販売法（31条・35条の2の3・35条の17の2）	—
割賦金融業	経済産業大臣または経済産業局長の登録	割賦販売法（35条の3の23）	3年

業種	営業の要件	根拠法	有効期限
金融商品取引業	財務(支)局長の登録	金融商品取引法（29条）	—
投資助言・代理業	財務(支)局長の登録	金融商品取引法（29条）	—
投資運用業	財務(支)局長の登録または届出	金融商品取引法（29条・63条の9・附則3条の3）	—
商品先物取引業	農林水産大臣または経済産業大臣の許可	商品先物取引法（190条）	6年
商品投資顧問業	農林水産大臣または経済産業大臣の許可	商品投資に係る事業の規制に関する法律（3条）	6年
特定店頭商品デリバティブ取引業者	農林水産大臣または経済産業大臣の届出	商品先物取引法（349条）	—
商品先物取引仲介業者	農林水産大臣または経済産業大臣の登録	商品先物取引法（240条の2）	6年
資金移動業(第一種・第二種・第三種)	財務(支)局長の登録	資金決済に関する法律（37条）	—
前払式支払手段発行者(自家型発行者)	財務(支)局長の届出	資金決済に関する法律（5条）	—
前払式支払手段発行者(第三者型発行者)	財務(支)局長の登録	資金決済に関する法律（7条）	—
金融商品仲介業者	財務(支)局長の登録	金融商品取引法（66条）	—
金融商品仲介業者(ただし、有価証券等仲介業務を行うものに限る)	財務(支)局長の登録	金融サービス提供法（12条）	—

- ※1 一般旅客自動車運送事業の許可のうち、「一般貸切旅客自動車運送事業」については、更新制度が導入されました。
- ※2 自家用有償旅客運送事業の一類型
- ※3 自家用有償旅客運送事業の登録の更新に際しは正措置の命令を受けていないこと等道路運送法で定める事項に該当する場合の有効期間は3年です。(事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は5年)
- ※4 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）製造業販売業のうち、薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造販売する許可については、有効期限は6年です。
- ※5 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）製造業のうち、薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造する許可については、有効期限は6年です。
- ※6 「医薬品販売業」に係る許可区分が平成21年6月1日より、「店舗販売業」、「配置販売業」、「卸売販売業」の3つに変更されました。
- ※7 高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第39条に規定する「高度管理医療機器・特定保守管理医療機器貸与業」のうち、対価を得て貸与を行うものをいいます。
- ※8 事業の実施に関し、優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合する方は7年、それ以外の方は5年となります。
- ※9 風営法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する営業をいう。
- ※10 風営法第2条第1項第4号及び第5号のいずれかに該当する営業をいう。
- * その他の業種についても、場合によっては提出していただくことがあります。